

立地適正化計画策定に係る今後のスケジュールの変更について

1 主な変更理由について

- ・パブリック・コメント[※]の実施時期の変更（都市計画審議会[※]の開催前に実施）
- ・パブリック・コメントで市民から寄せられた意見に対する検討の追加
（本協議会の開催数の増（令和5年度：2回→3回））

2 今後のスケジュールの変更について

検討手順	各種会議	
	当初	変更（案）
・誘導施策・目標指標の検討 ・立地適正化計画の素案の策定	・令和5年度第2回策定協議会【1月頃】	・令和5年度第2回策定協議会【11/22】
	—	・市議会報告【12月】
・立地適正化計画の策定	—	・パブリック・コメント [※] 【12～1月】
	—	・令和5年度第3回策定協議会【1～2月】
	・都市計画審議会 [※] 【1月下旬】	・都市計画審議会 [※] 【2月】
	・パブリック・コメント [※] 【未定】	—
	・市議会報告など【3月】	・市議会報告など【3月】

※ パブリック・コメントとは、政策等の策定途中で、事前にその計画等の素案を市民の皆さんに公表し、それに対して意見、課題、問題点、情報等をいただき、提出された意見等を考慮して政策等を決定していくとともに、寄せられた意見とそれに対する市の考え方を公表する制度をいいます。（意見等の募集期間は、開始日から起算して30日以上です。）

※ 都市計画審議会とは、都市計画に関する事項を調査または審議するために設置されている機関です。都市計画は、都市の将来の姿を決定するものであり、また、住民の生活に密接に関与することから、都市計画を行政だけで判断するのではなく、市議会や学識経験者、関係する行政機関の職員などで構成された審議会の審議を経て定められることとなっています。